○志木市児童福祉審議会条例

平成13年３月22日条例第４号

志木市児童福祉審議会条例

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項の規定に基づく合議制の機関並びにこども基本法（令和４年法律第７７号）第１３条第３項の規定に基づく協議会として、志木市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、答申する。

（１）　児童福祉に関し必要な事項

（２）　子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し必要な事項

（３）　子ども・子育て支援法第77条第１項各号に掲げる事務の処理に関し必要な事項

（４）　こども施策（こども基本法第２条第２項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に関し必要な事項

（５）　こども基本法第１０条第２項に規定する市町村こども計画の策定及び進行管理に関し必要な事項

（組織）

第３条　審議会は、委員13人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　児童福祉、子ども・子育て支援又はこども施策に関し識見を有する者

（２）　児童福祉、子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援法第６条第１項に規定する子どもの同条第２項に規定する保護者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第６条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会の会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、子ども・健康部子ども支援課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。